

# 令和2年度化学物質管理試験 試験問題

## 記述式試験問題 I (12:30~14:30)

☆ 記述式問題 I では5問題から2問題選択して解答して下さい。

### 注意事項

#### 1. 一般注意事項

- (1) 試験開始の合図があるまで、試験問題冊子を開いてはいけません。
- (2) 試験室では、監督者の指示に従って下さい。従わない場合は、「失格」となる場合があります。また、不審な行動を見かけた場合は、持ち物を検査させていただく場合があります。
- (3) 監督者の指示があったら、解答用紙に氏名、受験番号を記入して下さい。
- (4) 試験開始の合図があったら、試験問題冊子を開いて解答を始めて下さい。
- (5) 不正の手段を用いて受験した場合は、即刻退出を命じます。
- (6) 試験開始後30分間、試験終了前20分間は退出できません。
- (7) 解答を終了して退出する場合には、試験問題および答案を教卓上の提出箱に裏返して置き、その後、持ち物を整理して静かに退出して下さい。なお、試験終了までは再入室はできません。
- (8) 試験問題の内容や答案用紙の書き方に関する質問には、一切お答え致しません。
- (9) トイレおよび体調不良の場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従って下さい。なお、携帯電話、スマホ、ウェアラブル端末、タブレット等を持ち出すことは禁止します。
- (10) 携帯電話等は電源を切り、鞆等にしまして下さい。

#### 2. 試験問題について

- (1) 問題の落丁などがあった場合は、手を挙げて監督者に申し出て下さい。
- (2) 試験問題は、試験終了後、持ち帰ることはできません。

I-1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律である。以下の問いに答えよ。

- (1) 化審法を特徴付ける制度や措置は大きく分けて3つの部分からなっている。その3つを挙げ、それぞれの概要を示せ。
- (2) 化審法に規定されている主な義務は、化学物質の種別ごと決められている。その義務について簡潔に説明せよ
- (3) 化審法（平成29年改正法）で、審査特例制度における全国数量の上限の見直しが行われた。前制度と新たな制度の違いを比較し、見直しが行われた理由を説明せよ。

I-2 現在日本国内では、法令で指定された物質を一定濃度以上含有する製品について、事業者によるSDSの提供及びラベル表示が義務化されている法律が複数ある。以下の問いに答えよ。

- (1) SDS及びラベルが義務化されている法律すべてを挙げ、それぞれの法律の概要を述べよ。
- (2) 例外的にSDSを提供しなくても良い製品を5つ述べ、具体例を示せ。
- (3) JIS Z 7253によりラベルで提供すべき6つの情報とはなにか、すべて記載せよ。

I-3 労働安全衛生法（安衛法）について、以下の問いに答えよ。

- (1) 安衛法でいう化学物質の定義を説明し、化審法での化学物質の定義と比較して異なる点を論ぜよ。
- (2) 安衛法の目的としている項目を3つ挙げ、簡潔に説明せよ。

I-4 輸入しようとしている製品が毒物及び劇物取締法に抵触していると言われ、通関できない場合、販売又は授与の目的で輸入する製品とその目的以外で輸入する場合に分けて、どのような手続きをすべきか簡潔に説明せよ。

I-5 日本国内でSDSを作成するにあたって必要な情報を得るためよく使われるデータベースを3つ挙げ、それぞれの特徴を簡潔に説明せよ。